

献血者の健康被害

献血時の採血は、献血者の健康状態等を十分確認した上で行われますが、時には血管迷走神経反応（VVR）、さらにはごくまれにクエン酸反応、神経損傷などの健康被害が起こることがあります（表2－1）。

献血者の健康被害として上位に集計される症状とその発生状況を図2－13に示しました。もっとも発生頻度が高いのは血管迷走神経反応（VVR）と呼ばれるもので、平成27年度の全献血者に占めるVVR（軽症）発生率は、約0.6%でした。気分不良や顔面蒼白などの

症状が代表的です。

日本赤十字社はこれらの健康被害の発生を防ぐために、献血申込者に対し「お願い！」（献血をいただく前に）のリーフレットを手渡し、こうした健康被害が起こりうることを知らせています。また、採血後の十分な休憩や水分補給の必要性、具合が悪くなった時の対処方法について注意を促し、万が一、腕の痛みなど健康状態に心配が生じた時は血液センターに連絡するよう呼びかけています。

表2-1 献血者の健康被害の主な態様

名 称	概 要
VVR (血管迷走神経反応: vasovagal reaction)	採血開始後5分以内に発生することがもっとも多いが、採血後、又は採血前に起こることもある。献血者の心理的不安、緊張若しくは採血に伴う神経生理学的反応による。症状には個人差がある。軽症では気分不良、顔面蒼白、冷汗、悪心、嘔吐等が見られ、ごくまれではあるが、重症になるとこれらに加え5秒以上の意識喪失、痙攣、尿失禁等が起こる。意識喪失によって転倒や外傷を引き起こすこともある。その他、血圧低下、徐脈、呼吸数低下が見られる。
神経損傷	電気が走るような痛みが生じる。皮神経損傷の場合は2～4週間程度で症状は軽快するが、稀に回復に2ヶ月程度を要することもある。
皮下出血	採血時の穿刺と採血後の圧迫が適正に行われなかった場合に起こる。出血斑が広範に広がる場合がある。
クエン酸反応	成分採血時、相当量のクエン酸(抗凝固薬)を使用した場合に発生する。口唇周囲、指先のしびれ感で始まり、手指筋の攣縮、けいれんなどの症状が出現することがある。まれに意識消失に至ることもある。
RSD(反射性交感神経性 萎縮症: Reflex Sympathetic Dystrophy)	外傷(採血後)に、四肢遠位部に交感神経系の過剰な反応により出現する持続性の疼痛と血管運動異常を伴い、皮膚・筋肉・骨などの萎縮をきたす難治性の疼痛症候群。一般には、受傷後やや日数が経ち、外科的には治癒が見込まれる時期頃から疼痛が出現することが多い。まれではあるが、採血等の穿刺行為のような小さな外傷でも生じることがある。

(日本赤十字社採血基準書より厚生労働省作成)

表2-2 献血者の健康被害の様態別発生件数と入院日数の状況(平成27年度)

		VVR	VVR (転倒)	神経 損傷	神経 障害	皮下 出血	穿刺 部痛	血栓性 静脈炎	アレルギー	クエン酸 反応	動脈 穿刺	その他	総計
通 院	1日	59	88	38	37	48	39	4	1		1	107	422
	2日	5	15	27	19	17	12	3		1		30	129
	3日	3	6	21	11	4	7	1				8	61
	4日		3	11	9	2	7	1				7	40
	5日		1	4	9	2	3					6	25
	6日		2	9	4	2							17
	7日		3	4	5	4	1					3	20
	8日～14日		9	14	13	3	3					6	48
	15日～30日		2	6	3	1	1					3	16
	31日以上		2	11	5	1	2					5	26
	合計	67	131	145	115	84	75	9	1	1	1	175	804
入 院	1日												0
	2日	3	2										5
	3日												0
	4日												0
	5日												0
	6日												0
	7日												0
	8日～14日	1											1
	15日～30日		1										1
	31日以上												0
	合計	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
入・通院合計		71	134	145	115	84	75	9	1	1	1	175	811
重複			2										2
実績件数		71	132	145	115	84	75	9	1	1	1	175	809

※ 日本赤十字社が加入する賠償責任保険により給付がなされる場合を含まない

献血者の健康被害は、その大部分が軽度なものですが、ごくまれに医療機関の受診を要するような状態になることもあります。そのような場合、従来では、日本赤十字社の各血液センターで医療費等が支払われていました。

しかし、補償の公平性及び透明性の向上を図る必要性が指摘され、「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」（平成 18 年 9 月 20 日付け薬食発第 0920001 号厚生労働省医薬食品局長通知別添）に基づき、平成 18 年 10 月から、献血者の健康被害に対し適切な救済が行えるよう、国の適切な関与の下で、日本赤十字社において「献血者健康被害救済制度」が開始され、本制度の下、医療費や医療手当（交通費など医療費以外の費用を補填するもの）等が支払われることとなりました。

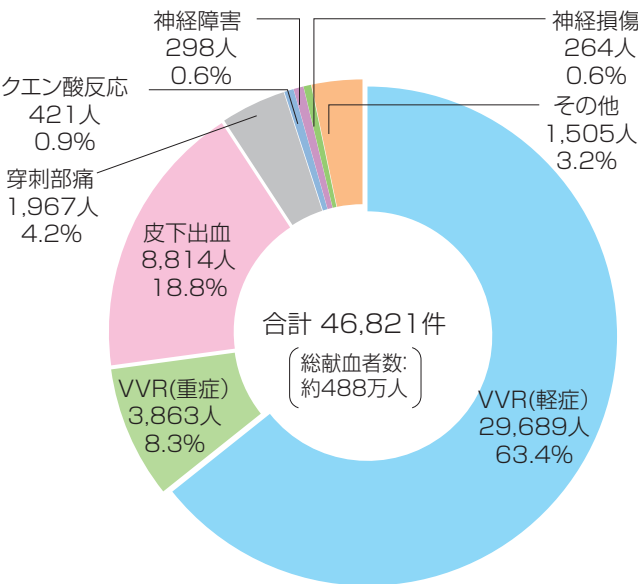


図2-13 平成27年度の献血者の健康被害発生状況
(日本赤十字社提出資料より厚生労働省作成)

図2-14 は、献血者健康被害救済制度の発足後、当該制度に基づいて、平成 27 年度に医療機関を受診した事例の症状別内訳を示しています。

平成 27 年度の献血者数は約 488 万人であり、本制度の対象が 809 件（重複を除く。）であったことから、全体の約 0.016%であることがわかります。

表 2-2 は、当該制度に基づいて日本赤十字社が給付決定した献血者の健康被害の態様を入通院日数ごとに分類したものです。医療機関の受診を要する健康被害であっても、大半は数日間で終結していることが読み取れます。

一方、ごく一部ですが、長期の通院等を要する例も存在しています。

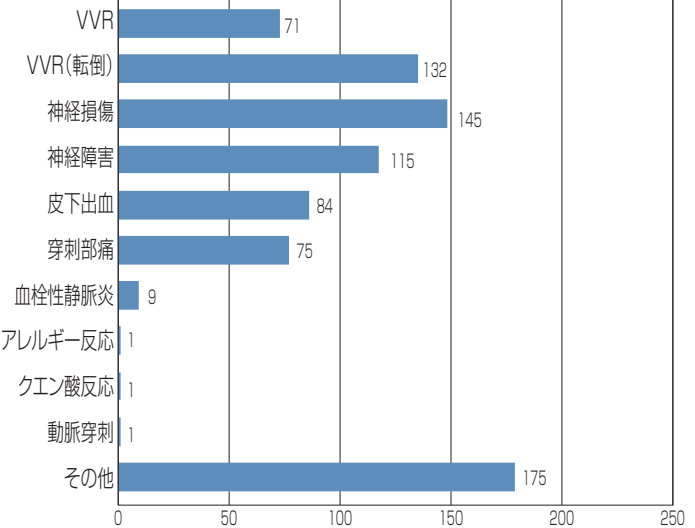


図2-14 平成27年度に医療機関を受診した人数
(809人)
(「献血者健康被害救済制度」の対象となるもの)

「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」（概要）	
(1) 給付の項目及び対象者	
① 医療費及び医療手当	採血によって生じた健康被害について医療を受ける献血者等
② 障害給付	採血によって生じた健康被害により一定の障害の状態にある献血者等
③ 死亡給付	採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族
④ 葬祭料	採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の葬祭を行う者
(2) 給付額等	
給付項目	給 付 額 等
医療費	病院又は診療所を受診した場合、その医療に要した費用を補填するもの。
医療手当	病院又は診療所を受診した場合に要する医療費以外の費用を補填するもの。日額4,480円、月ごとの上限は35,800円とする。
障害給付	後遺障害に対して、その障害の程度に応じた一時金を給付するもの。その額は、基礎額8,800円に障害等級1～14級に応じた倍数を乗じて得た額(44万～1,179万2千円)とする。
死亡給付	採血によって生じた健康被害が原因で死亡した献血者等の一定の範囲の遺族に対して一時金を給付するもの。その額は880万円とする。
葬祭料	葬祭を行うことに伴う出費に着目して、葬祭を行う者に対して給付するもの。その額は199,000円とする。